

令和3年度分 市民税・県民税申告書（分離課税等用）の手引き

名古屋市

日ごろから市民税・県民税の申告及び納付にご協力をいただきありがとうございます。

この手引きは、分離課税の所得等がある方について提出していただく「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の書き方を説明したものです。この手引きをご覧いただき、必要事項を記入のうえ、「市民税・県民税申告書」と一緒に提出してください。

なお、この手引きに関するお問い合わせは、令和3年1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所へお願いします。

1 収入金額 / 5 所得金額

（各所得のカタカナ／丸数字は、申告書に対応しています。「1収入金額」及び「5所得金額」とともに記入してください。）

短期譲渡

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地・建物等を譲渡した場合の所得をいいます。

ス／⑲ 一般分

次の「軽減分」に該当しない所得をいいます。

セ／⑳ 軽減分

国や地方公共団体等への譲渡及び収用等による譲渡などによる所得をいいます。

長期譲渡

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡した場合の所得をいいます。

ソ／㉑ 一般の譲渡

次の「優良住宅地等に係る譲渡」及び「居住用財産の譲渡」に該当しない所得をいいます。

タ／㉒ 優良住宅地等に係る譲渡

優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の所得をいいます。

チ／㉓ 居住用財産の譲渡

自分の居住用の建物やその敷地などを譲渡した場合の所得をいいます。

上の **短期譲渡** と **長期譲渡** の所得のいずれかがある方は、区分ごとに必要経費などを、「2分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」に記入してください。

ツ／㉔ 一般株式等の譲渡

上場株式等に該当しない株式等を譲渡等した場合の所得をいいます。

テ／㉕ 上場株式等の譲渡

上場株式等（特定公社債等を含みます。）を、証券会社等を通じて譲渡等した場合の所得をいいます。

※ 「株式等」とは、株式（投資口を含みます。）、投資信託の受益権、公社債などをいいます。

なお、「一般株式等の譲渡」または「上場株式等の譲渡」の所得がある方は、種類ごとに必要経費などを「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、所得の種目について該当するものを○で囲んでください。

ト／③⑥ 上場株式等の配当等

上場株式等の配当等（特定公社債等に係る利子等を含みます。）についての所得をいいます。申告分離課税を選択した場合に記入します。

※ 同一年中に申告する上場株式等の配当所得について、一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択をすることはできません。

※ 特定公社債等に係る利子所得については、総合課税を選択することはできません。

※ 上場株式等の配当所得は総合課税とし、特定公社債等に係る利子所得は申告分離課税として申告することはできます。

なお、所得の生ずる場所などを、「4 上場株式等の配当所得等に関する事項」に記入してください。

ナ／③⑦ 先物取引

商品先物取引または金融商品先物取引等をし、かつ、その取引による決済をしたことによる所得をいいます。

なお、必要経費などを「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、所得の種目について該当するものを○で囲んでください。

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

給与所得のうち、通勤費、転居費、研修費等の特定支出がある方は、記入してください（特定支出控除については、証明書が必要です。）。

7 山林所得・退職所得に関する事項

(1) 山林所得

山林を伐採したり立木のまま譲渡することによる所得がある方は、記入してください。

なお、特別控除額は原則として50万円です。

(2) 退職所得（分離課税分を除きます。）

一時恩給や退職金などの所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とならない退職手当等がある方は、記入してください。

なお、役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員の方をいいます。